

随意契約の結果

【令和6年9月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR賃貸ショップ東大宮事務所賃 借借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和6年9月2日	—	—	8,892,000円	8,892,000円	100.0%	当該契約は、当機構の営業窓口業務のために使用する 事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であ ると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したも のであるが、当該業務は現在も継続中であり、引き続き 当該物件をUR賃貸ショップ東大宮とすることが業務遂 行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号 の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったも のである。	－				契約相手方
UR賃貸ショップ川口に係る塔屋 看板賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和6年9月4日	(有) アンドウトーイ 埼玉県川口市栄町 3－5－ 9	7030002100020	1,188,000円	1,188,000円	100.0%	当該契約は、当機構の営業窓口の看板設置に係る賃貸 借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であ ると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したも のであるが、当該業務は現在も継続中であり、引き続き 当該物件をUR賃貸ショップ川口に係る塔屋看板の設置 場所とすることが業務遂行上必要であることから、会計 規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の 者と随意契約を行ったものである。	－				
UR賃貸ショップ川口事務所賃賃 借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和6年9月4日	(有) アンドウトーイ 埼玉県川口市栄町 3－5－ 9	7030002100020	17,392,320円	17,392,320円	100.0%	当該契約は、当機構の営業窓口業務のために使用する 事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であ ると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したも のであるが、当該業務は現在も継続中であり、引き続き 当該物件をUR賃貸ショップ川口とすることが業務遂行 上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の 規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったもの である。	－				